

河畔林整備事業

事業の概要

1 事業の趣旨

【基本方針活用事業より】

- ・一級河川区域(官地)内の立木は、洪水流下の阻害や流出して橋梁に引っかかるなど、氾濫の原因となるため、河川管理者の責務として県が伐採しているが、河川区域外の河川保全区域(民地)等の立木(河畔林)は、所有者による手入れが不十分で間伐がなされておらず、細く倒れやすい木が密生し、豪雨時に倒れ、橋梁部で川をせき止めるなど、水害の発生要因となる恐れ。
- ・このため、新たに河畔林の除間伐を行うとともに、準用河川での除間伐を支援することで、水害発生を防ぐとともに、豊かな自然と美しい景観育成への効果も期待。

2 目指す成果・成果目標

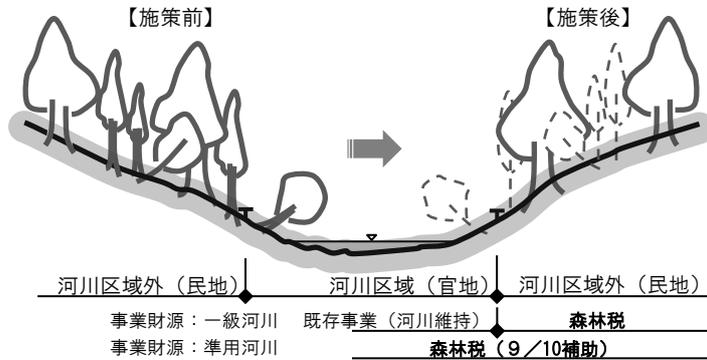
【基本方針活用事業より抜粋】

- ・ 県管理河川 概ね45箇所程度/5年間、市町村管理河川 概ね75箇所程度/5年間
【取組により期待される効果】
- ・ 河畔林の整備による景観の向上、野生動物の出没の抑制

3 事業内容

事業内容	事業主体	補助率
・ 河畔林の整備 (除間伐等) 【県管理河川】	県	—
・ 河畔林の整備 (除間伐等) 【市町村管理河川】	市町村	9/10

河畔林整備のイメージ図



- ・ 除伐による倒木の減
- ・ 間伐により河畔林を育成し土砂や立木の流出を防止

調査箇所の概要

1 事業箇所

高山村大字牧 柞沢川

2 事業主体

高山村

3 施業内容(予定)

- ・ 主林木(スギ)の間伐、搬出
(劣勢木を主体に選木し、倒木の発生を予防するとともに残存木の健全な成長を促進)
- ・ スギ以外の立木のうち枯損木、劣勢木の伐採

